平成２８年（フ）第２４０９号
大阪府吹田市江の木町14番23号（Ｂ403）（開始決定時の住所）大阪市東淀川区大桐４丁目４番80号　第２クレール大桐107号、住民票上の住所大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
破産者　片山　正彦
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５２８号
大阪府門真市速見町７番14―202号
破産者　小池　康夫
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７１８号
大阪市生野区生野西４丁目３番22号
破産者　伊藤接骨院こと　伊藤　哲男
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７５８号
大阪市住吉区苅田２丁目４番16号
破産者　梶原工務店こと　梶原　光信
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２２０号
大阪府吹田市青山台１丁目２番Ｃ23―104号
破産者　吉原　秀典
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８５号
大阪府河内長野市喜多町169番地　エレガントライフマンション302号
破産者　米澤千由紀
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８０８号
広島市西区草津東２丁目16番12―401号
破産者　三田尾由美子
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４３号
広島市南区東霞町６番18―403号
破産者　久保田和行
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５号
香川県坂出市林田町2895番地５
破産者　荻野　秀樹
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第４５号
香川県坂出市福江町２丁目５番23号
破産者　加藤まつよ
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第１６号
高知県四万十市安並4586番地10
破産者　前田　節子
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第３３２号
大分県別府市楠町１番27号
破産者　田中　　杏
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１４１号
大分県津久見市大字堅浦929番地の２
破産者　友永　翔太
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５５号
北海道小樽市稲穂２丁目15番17号、前住所北海道小樽市富岡１丁目11番14号
破産者　赤尾　正彦
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第４４号
北海道北見市三楽町154番地３　三楽第一荘102号、前住所北海道北見市美芳町６丁目５番６号　101コーポ２－５号
破産者　中島　大介
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第１１９号
盛岡市北夕顔瀬町12番１―304号
破産者　野崎　　徹
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１５８号
盛岡市黒石野３丁目17番13号　ハイツアスリー103号、前住所盛岡市緑が丘３丁目６番30号
破産者　上屋敷ミツ子
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２８号
岩手県大船渡市盛町字木町２番地20　今野忠夫方、前住所岩手県大船渡市大船渡町字茶屋前103番地５
破産者　村上　恵一
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第６０号
福島県田村市船引町今泉字鳥足368番地１
破産者　安瀬　秀雄
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係